

日本—エチオピア間および日本-香港間 燃油サーチャージ徴収額 設定について

エチオピア航空ではこの度、昨今の世界的な航空燃料価格の高騰傾向に伴い『燃油サーチャージ』（正式名称「燃油特別付加運賃」）を決定し、国土交通省に認可されました。値下げ・廃止条件を付した上で「燃油特別付加運賃」を設定致しました。何卒皆様のご理解をお願い申し上げます。

1. 燃油徴収対象

2016年10月1日～2017年3月31日発券分の

日本-エチオピア(ADD)間、日本-香港間 航空券(2才未満幼児運賃は除く)

2. 徴収金額

日本発エチオピア行 廃止、日本発香港行 廃止

3. TAX CODE

YR

4. 値下げ・廃止条件

5月・8月・11月・2月【表1】に航空燃油（シンガポールケロシン）価格を確認し直前の3ヶ月平均航空燃油（シンガポールケロシン）価格が下表【表2】の条件額を下回った場合、額の改定を【表1】の実施時期からの変更を日本国政府に認可申請いたします。なお、平均燃油価格が1バレル当たり50米ドルを下回った場合は、【表1】のとおり翌々月1日発券分から「燃油特別付加運賃」を廃止する申請をいたします。

【表1】

実施時期（発券日ベース）	燃油価格動向の 確認時期	燃油価格動向の把握
4月1日	2月に確認	11月から1月までの3ヶ月平均価格
7月1日	5月に確認	2月から4月までの3ヶ月平均価格
10月1日	8月に確認	5月から7月までの3ヶ月平均価格
1月1日	11月に確認	8月から10月までの3ヶ月平均価格

5. 適用額(表2)

【表2-1:日本-エチオピア線】

シンガポールケロシン 価格 (1バレル)	燃油特別付加運賃額 日本発着の1区間
80ドルを下回った場合	20.00米ドル
70ドルを下回った場合	10.00米ドル
60ドルを下回った場合	廃止

【表2-2:日本-香港線】

シンガポールケロシン 価格 (1バレル)	燃油特別付加運賃額 日本発着の1区間
80ドルを下回った場合	2.00米ドル
70ドルを下回った場合	1.00米ドル
60ドルを下回った場合	廃止

6. その他の区間の

燃油サーチャージ

アディスアベバ発国際線（日本線除く）についてはお問い合わせください。

予約 03-6453-7577